

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				
スプリンクラー設備（広域型施設等）				
1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり	10/10	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	10/10	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		10/10	
（広域型施設等） ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設				
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業				
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4	
高齢者施設等の水害対策強化事業				
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4	
高齢者施設等の給水設備整備事業				
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4	
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業				
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4	
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業				
（広域型施設等） ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	施設延べ床面積×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10	

※広域型とは定員30名以上のことをいう。ただし、通所介護事業所は定員19名以上とする。